

第 5 号議案 – 登録認定機関の事業化案について（新規）

（IQAI 年次総会：2021 年 5 月 8 日）

報告：理事長／西原美津子
安岡均／遠藤博之／小林克俊

年次総会に上程した第 5 号議案の新規事業化案について、理事会及び二つのタスクフォースの活動を通じて見えてきた IQAI の可能性・課題等について、会員の皆さまと情報を共有いたしたく、ご報告申し上げます。本報告の内容は、総会に続いて懇談会を設けておりますので、その席にても皆さま方の協議・質疑等に応じて行きたいと考えております。

1. 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の公布

「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第 57 号)」及び同法に関する法律施行規則等の規定に基づき、輸出証明書の発行、適合区域の指定及び適合施設の認定並びに登録認定機関の登録に係る手続が定められました。

この法律及び法律施行規則の規定により、(1)主務大臣あるいは都道府県知事(又は保健所設置の市・特別区の長)による輸出証明書発行の手続き、(2)適合区域の指定に関する手続き、(3)適合施設の認定に関する手続き、(4)登録認定機関の登録等に関する手続きが、令和 2 年 4 月 1 日に決定され、最終改正が令和 3 年 1 月 20 日に公布されました。

登録認定機関の申請における主な基本要件：

- ※ 1：食品は、農産物、畜産物、水産物、飼料の 4 種で、輸出先の国は、アメリカ、EU、アジア圏、豪州、南米、ロシア、その他多くの国があり、申請では食品と輸出先国を選択します。(国によって、輸出可能な食品が決まっており、完全な自由選択とはなりません。)
- ※ 2：登録認定機関の区分は、動物由来の残留物検査の有り無しで分かれる「施設認定業務」、及び、「残留物等検査業務」の 3 業務に分かれています。
- ※ 3：登録認定機関の申請には、業務開始前に、主務大臣に認定等に関する所定の事項が規定された「業務規程」の届け出が求められます。

2. 登録されている認定機関の紹介

2021 年 4 月 30 日現在、認定機関として登録されている機関は次の通り：

登録番号 第 1 号～第 5 号が公表されていますが、機関としては 4 機関です。
(第 4 号と第 5 号は、輸出先国の追加申請で登録された同じ機関)

3. 実現可能性の検討 (feasibility study) で実施した内部活動

2021年1月～4月に実施した内部活動は以下の通り：

- ① 理事会の協議：4回の開催で事業化案について協議（配信済みの議事録を参照）

理事会での協議のほか、申請資料として要求されている「業務規程」、及び、その他の特定資料について検討するため、2つのタスクを立ち上げ、それぞれ次のような活動を実施してきました。

- ② タスクフォース(1)：西原のほか、藤原登会員、遠藤博之理事の3名

タスクの目的：要求されている、事業計画及び収支予算に関する書類、工数計算等の会計資料について、工数計算を基に収支予算を策定すること。

タスクフォースの活動：3回の協議（2021.2.19、2021.3.3、2021.3.24）及び度重なるメール交信により、ISO審査業界の実態を参考に初期の収支見通し案を策定し、さらに競争力の見込める収支見通し案に改善するため、監査員資格の区分によるMDを設定することにより、工数計算方式を変更して検討中。

- ③ タスクフォース(2)：西原のほか、一瀬功監事、森厚夫永年会員、長澤永年会員の4名

タスクの目的：要求されている、1年前に作成済みの業務規程（管理マニュアル）について、ISO17065に対して適合性をレビュー・修正し、完成版に仕上げて行くこと。

タスクフォースの活動：4回の協議（2021.3.22、2021.3.31、2021.4.12、2021.4.27）により、レビュー・修正を重ね、現在、3度目の修正作業中。

第5号議 – 事業化のメリット・デメリットは？

設立後、当会は30年になります。時代の社会的要請に呼応して、マネジメント・監査を介して特定セクターに限定しないで経営ツールを探求してきた組織です。現在、厳しいコロナ禍にありますが、今後のIQAIの発展を期して、会員皆さまの自由な意見交換をお願いします。

質疑応答・・・意見交換・質疑